

事業報告

第 8 期

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

名古屋港埠頭株式会社

第8期 事業報告

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1 株式会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及びその成果

令和元年度の東海地域は、主力の輸送機械の生産動向が年度前半に高水準で推移したものの、米中貿易摩擦などの通商問題を巡る緊張の増大や、消費税率の引上げの影響などによって年度後半では経済が弱含みとなりました。これに加え、年度末からは新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大によって生産や消費への影響が急速に広がり、当地域も大きな影響を受けています。

このように背後圏の経済・産業活動が目まぐるしく変動するなか、名古屋港の令和元年度の外貿コンテナ取扱個数は、8月以降前年同月を連続で下回った結果、前事業年度比4.8%減の2,711,313TEU(当社調べ)となりました。

特に当社が従量料金制により運営している飛島ふ頭北・南コンテナターミナルの外貿コンテナ取扱個数は前事業年度比7.9%減の481,174TEU(当社調べ)となり、売上高計画額の達成には至りませんでした。

こうしたなか、今期は、令和元年度から令和3年度までを計画期間とする新たな中期経営計画に基づき、経営目標の実現や各種施策に取り組む初年度となりました。令和元年度の主な経営目標の達成状況としては、利用者満足度が69%(平成30年度67%)、NCB岸壁改良工事期間中の飛島ふ頭東側ターミナル利用率の維持がコンテナ取扱個数98.2%及び航路数104.3%(共に平成30年度比)、ターミナルの利用効率化等による飛島ふ頭東側ターミナル消費電力が2.1%低減(平成30年度比)、環境配慮型照明の導入等によるフェリーターミナルビル消費電力が2.3%低減、会社管理運営費が2.1%低減となり、目標達成に向けて着実なスタートを切ることができました。

また、鍋田ふ頭コンテナターミナルにおいて、名古屋ユナイテッドコンテナターミナル(株)(以下、「NUCT社」)が昨年6月、国の補助採択を受けて遠隔操作RTGを導入することになったことにより、当社もこれに必要となる施設整備に協力するとともに、工事調整のため当初予定していた冷凍・危険物のRTG対応ヤード増設工事時期を変更するため、令和2年3月、中期経営計画の一部改訂を行いました。

さらに、中部圏の経済・産業活動や人々の暮らしを支える物流機能の一翼を担う当社業務の重要性に鑑み、組織基盤の強化や業務執行体制の安定性確保のため、新たに固有社員3名(事務3名)を採用しました。

当期の売上高は4,647,414千円(前事業年度比10.1%減)、営業利益は1,151,991千円(前事業年度比6.5%減)、経常利益は1,152,193千円(前事業年度比6.9%減)となりました。また、当期純利益は829,870千円(前事業年度比1.1%減)となりました。

各事業の概要は以下のとおりです。

①外貿コンテナ埠頭事業

当社の外貿コンテナ埠頭事業は、飛島ふ頭東側(飛島ふ頭北・NCB・飛島ふ頭南)、鍋

田ふ頭 (T1, T2 (岸壁除く。)) 及び飛島ふ頭南側 (TS2 (岸壁除く。)) の各コンテナターミナル、及び鍋田シャーシプールの管理運営を行っています。

N C B コンテナターミナルは、名古屋四日市国際港湾株式会社 (以下、「名四港湾株式会社」) を経由した邦船 3 社 (R1, R2) 及び N U C T 社 (R3) への転貸借契約となっていますが、このうち令和元年度末に契約期限を迎えた R3 の契約について、引き続き N U C T 社へ転貸借する契約を更新いたしました。

その他、主な維持修繕として、飛島ふ頭東側コンテナターミナルにおいて、電気設備補修、ガントリークレーン照明の LED 化工事、また、鍋田ふ頭コンテナターミナルにおいて、防舷材の取替工事を行うとともに、各ターミナルのヤード補修工事を実施しました。

以上により、売上高 4,377,495 千円 (前事業年度比 10.6%減)、営業利益 1,114,811 千円 (前事業年度比 4.3%減) となりました。

②フェリー埠頭事業

当社のフェリー埠頭事業は、空見ふ頭のフェリーターミナル (V1, V2) 及び荷さばき施設等の管理運営を行っています。

V1 バースについては、フェリー利用の需要が見込まれないため、引き続きひき船を係留する施設として隣接する荷さばき地の一部とともに暫定的に貸し付けています。

また、主な改修事業として、乗船までの待ち時間をより快適に過ごしていただくため、フェリーターミナルビル待合室の全面的な内装工事を行い、3月にリフレッシュオープンしました。

以上により、売上高 269,919 千円 (前事業年度比 0.5%減)、営業利益 37,180 千円 (前事業年度比 45.5%減) となりました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	区 分	第 5 期 平成 29 年 3 月期	第 6 期 平成 30 年 3 月期	第 7 期 平成 31 年 3 月期	当事業年度 令和 2 年 3 月期
	会計 期間	自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日	自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日
売上高	(千円)	5,995,072	5,404,362	5,167,276	4,647,414
営業利益又は 営業損失(△)	(千円)	1,264,688	1,329,420	1,232,681	1,151,991
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	1,214,793	1,386,834	1,237,614	1,152,193
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	674,957	831,973	839,296	829,870
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		4,938 円 30 銭	6,087 円 11 銭	6,140 円 68 銭	6,071 円 72 銭
総資産	(千円)	16,985,621	15,110,756	15,166,671	14,414,623
純資産	(千円)	8,299,699	9,131,673	9,970,969	10,880,840

(3) 対処すべき課題

令和元年度の終盤から新年度にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、名古屋港のコンテナ取扱貨物量やフェリー利用者が大幅に減少しています。引き続き、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大が我が国経済や港湾物流へ影響を及ぼすことが懸念され、当社の収入も従量料金制により運営している飛島ふ頭北・南コンテナターミナルにおいて大幅な減収が予想されることから、一層のコスト低減に努めなければなりません。

また、当社の関連においては、国によるNCBコンテナターミナルの岸壁増深改良工事が進められており、令和元年度から R1 パースの撤去工事によって岸壁及びガントリークレーンが利用できなくなっていることから、前年度に引き続き工事期間中は飛島ふ頭東側全体で補完しつつ、利用率を低下させないよう対応していく必要があります。

一方、飛島ふ頭南コンテナターミナルでは、現在、名四港湾(株)によって整備されている4基目の大型ガントリークレーン(20列、8段積み、ツインスプレッド)が完成し、本年秋頃から当社が借り受けて運営を開始することになります。これにより、ツインスプレッドを装備した新型クレーンでの4基荷役体制も可能となることから、オペレータに対して一層の荷役の効率化を促していく必要があります。

さらに、今年度より着手する飛島ふ頭受電所配電盤補修工事や飛島ふ頭北軌条取替工事など、自己資金による大規模修繕工事が増加する見込みであることから、一層の整備コスト・管理コストの低減を図るとともに、固有社員採用の取組を継続して組織基盤の強化を図り、健全な経営を維持できるように取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容

- ①外貿コンテナ埠頭及びフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
- ②外貿コンテナ埠頭及びフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸及び管理運営
- ③コンテナ蔵置施設等物流施設及び荷役機械等荷役施設の整備、賃貸及び管理運営
- ④港湾振興に寄与する集荷・集客事業の企画、実施
- ⑤港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査、研究
- ⑥前各号に附帯関連する一切の事業

(5) 主要な事業所及び従業員の状況

①主要な事業所

本社	名古屋市港区空見町40番地
港湾会館事務所	名古屋市港区港町1番11号 (名古屋港湾会館4階)
飛島事務所	海部郡飛島村東浜二丁目25番地 (飛島ふ頭北コンテナターミナル管理棟2階)

②従業員の状況

従業員数	平均年齢
42名	46.5歳

注 従業員数には、臨時雇用者数は含まれておりません。

(6) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
名古屋港管理組合	2,498,901千円
株式会社 三菱UFJ銀行	515,999千円

(7) 株式に関する事項

①発行可能株式総数 150,000株

②発行済株式総数 136,678株

③株主の状況

株主名	持株数
名古屋港管理組合	136,078株
名古屋港運協会	200株
名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社	200株
飛島コンテナ埠頭株式会社	200株
合 計	136,678株

(8) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	他の法人等の兼職状況等
代表取締役社長	服部明彦	名古屋港管理組合 専任副管理者
代表取締役専務	恵飛須朗	—
取 締 役	河合伸和	名古屋港管理組合 総務部長
取 締 役	錦見桂司	名古屋四日市国際港湾株式会社 専務取締役
社 外 取 締 役	後藤正三	名古屋港運協会会長
社 外 取 締 役	飯田輝智	名古屋ユナイテッドコンテナターミナル株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	粕谷悟	飛島コンテナ埠頭株式会社 代表取締役社長
監 査 役	尾崎弘二	名古屋港管理組合 港営部担当部長(関連事業担当)

注1 取締役のうち、後藤正三、飯田輝智及び粕谷悟は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2 令和元年6月24日開催の第7期定時株主総会において、恵飛須朗が取締役に選任され、同日開催の第46回取締役会において、代表取締役専務に選定され、同日付

で就任いたしました。

注3 令和元年6月24日開催の第7期定時株主総会において、飯田輝智が取締役に選任され、同日付で就任いたしました。

注4 令和元年6月24日開催の第7期定時株主総会において、任期満了に伴い、服部明彦、河合伸和、錦見桂司、後藤正三及び粕谷悟の5名が取締役に再任され、同日付で就任いたしました。また、同日開催の第46回取締役会において、服部明彦が代表取締役社長に選定され、同日付で就任いたしました。

②社外取締役に関する事項

氏名	主な活動状況
後藤正三	当事業年度内の任期中に開催された取締役会6回のうち6回に出席し、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
飯田輝智	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回のうち5回に出席し、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
粕谷悟	当事業年度内の任期中に開催された取締役会6回のうち6回に出席し、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

③役員報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	2	7,101千円
計	2	7,101千円

注1 期末現在の人員は、取締役7名、監査役1名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

(ア) 取締役については、期末現在無報酬の取締役が6名存在し、また、令和元年6月24日付で退任した取締役1名を含んでいること。

(イ) 監査役については、無報酬であること。

注2 平成30年6月26日開催の第6期定時株主総会において、取締役報酬総額を年額10,000千円以内と決議いただいております。

2 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	7,150千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	7,150千円

(3) 解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断し監査役の同意を得た場合、又は監査役から請求があった場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とします。

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に対し会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを請求します。

また、監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。この場合において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

3 業務の適正を確保する体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要

当社では、会社法第 362 条第 4 項第 6 号並びに同法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するため、内部統制システムの整備に係る基本方針に関する規則を平成 24 年 12 月 5 日開催の取締役会において決議いたしました。その内容は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。
- ②業務の適正を確保する体制を確立するため、総務部担当取締役をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。
- ③取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をする。
- ④監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、文書等取扱細則に基づき保存及び管理を行う。
- ②情報公開規程において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時閲覧できるようにする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制を確立するため、総務部担当取締役をリスク管理担当役員とする。全体的なリスク管理に係る対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は

当該部門が対応する。

②必要に応じて、規程及び指針の制定、教育研修の実施並びにマニュアルの作成及び配布等を行う。

③不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき、取締役は職務を執行する。

②取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織、業務分担及び責任者等の職務権限を事務決裁規程等において定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育研修及び啓発活動を行う。

②会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報規則を整備し、使用人及び関係者からの報告体制を整える。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人は、監査規程に基づく社員を充てる。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動や懲戒を行うときは、あらかじめ監査役と協議する。

(8) 取締役会及び使用人が監査役に報告をするための体制

①取締役は、取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。

②取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告する。

(9) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。

②監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。

(10) 当該体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。取締役会においては、必要に応じて経営計画や諸規程の見直しを実施しており、取締役の職務が効率的に行われる体制を整備しています。

また、リスク管理に係る対応については、リスク管理委員会において、当社が優先対応すべき重大リスク等を特定し、平成 29 年度より P D C A サイクルを活用したリスクの回避・軽減のための対応策を進めております。

一方、監査役は取締役会やリスク管理委員会に出席するとともに、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と意見交換を行うことで、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しています。